

消 第 6 5 8 7 号
令和2年3月18日

一般社団法人新潟県高圧ガス保安協会長 様

新潟県防災局消防課長

新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について（依頼）

日ごろから、高圧ガスの保安の確保に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、標記につきまして、経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室より別紙
のとおり報道発表がありました。
つきましては、貴協会会員に対し、下記について周知していただくようお願い致
します。

記

- 1 次に掲げる者の講習を受講しなければならない期間が令和2年3月31日に終了する場合（2を除く）は、1年間期間を延長する。
 - (1) 保安係員及び保安主任者
 - (2) 保安企画推進員

- 2 選任の日から6月以内に講習を受講させなければならない次に掲げる者の内、令和2年2月1日から6月30日までに当該講習受講期間が終了する者は、6月間期間を延長する。
 - (1) 保安係員及び保安主任者
 - (2) 保安企画推進員

詳細は経済産業省報道発表資料をご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/03/20200317_1.html

担当：新潟県防災局消防課高圧ガス保安係 鈴木

TEL : 025-282-1666 (係直通)

FAX : 025-282-1667

E-mail : ngt130020@pref.niigata.lg.jp

